

## 事業評価書（事前）

平成 20 年 8 月

評価対象（事業名）	認知症対策等総合支援事業	
主管部局・課室	老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
施策目標	3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
個別目標	5	認知症高齢者支援対策を推進すること

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

① 現状分析	<p>認知症高齢者数は、平成14年9月の推計値によれば、平成17年度において約170万人、平成25年（2015年）には約250万人まで増加すると推計されていること、要介護認定者のうち2人に1人は認知症の高齢者であること等から、認知症高齢者に対するケアの充実は、今後の高齢者施策における重要な課題である。</p>
② 問題分析	<p>認知症に対する対策としては、従来からの介護従事者への研修・人材育成を中心とした事業に加え、現在では地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築に重点を置き、取組を進めているところである。</p> <p>また、現在の取組をより効果的なものにするために、早期の段階からの適切な診断と対応や、診断を受けた認知症高齢者がスムーズに介護サービスの利用を開始できるように、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の更なる強化が必要である。</p>
③ 事業の必要性	<p>認知症に対する支援については、認知症当事者やその家族に対する支援に係る事業及び地域づくりを中心とした事業の展開が必要である。</p> <p>認知症当事者やその家族に対する支援については、認知症予防、早期診断・早期対応を行うための医療体制の充実、認知症介護従事者の質の向上など、認知症の各ステージに即した事業展開が重要である。</p> <p>また、地域づくりに係る事業については、認知症に対する正しい知識の普及や理解の促進の取組をはじめ、地域資源の有機的な連携ネットワークの構築により、徘徊等の問題に対して円滑に対応できるような地域づくりを行うことが重要である。</p> <p>また、新たに、地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する者を「認知症連携担当者」として配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化するとともに、若年性認知症専用のコールセンターを設置する等により、若年性認知症者が適切な支援を受けられる体制の構築を図る。</p> <p>これらの各事業を推進していくことにより、認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりが図られるものである。</p>

## 2. 事業の内容

## (1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所  
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  
その他（ ）

## (2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規

認知症対策として重要である早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことを目的とし、①グループホーム等の計画作成担当者や管理者等に対する研修、②認知症の主治医（かかりつけ医）やサポート医の養成、③高齢者の権利擁護に関する相談窓口の設置、④地域での認知症医療や福祉の拠点に関する情報を整理したマップの作成等により、認知症対策を総合的に推進していくものである。

また、「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」での提言に基づき、新たに、地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する者を「認知症連携担当者」として配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化するとともに、若年性認知症専用のコールセンターを設置する等により若年性認知症者が適切な支援を受けられる体制の構築を図ることとしている。

## (3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）					
予算額（単位：百万円）	H17	H18	H19	H20	H21
	—	1,498	2,008	1,606	3,741 (2,398)
※「H21」については予算概算要求額					
※（ ）は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額					

## 3. 事業の目標

事業の目標	
認知症高齢者のケアに係わる研修・人材育成事業に加え、地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築を通じて、認知症高齢者に対するケアの充実を図る。	
政策効果が発現する時期	平成21年度末

## 4. 評価指標

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	「認知症連携担当者」が配置された地域包括支援センターの数 (単位：センター数) (前年度以上/毎年度)	本事業の実施により、「認知症連携担当者」が配置された地域包括支援センターの数。
2	若年性認知症専用コールセンターにおける相談受付件数(単位：回) (前年度以上/毎年度)	若年性認知症専用コールセンターにおいて相談を受け付けた件数。
(調査名・資料出所、備考)		
・ 指標1及び指標2は、老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室調べによるものである。		

## 5. 評価

## (1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 地域社会において、認知症の方の自立生活を支え、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、家族をはじめ、地域住民の理解が不可欠であり地域全体の意識改革や体制整備を進めていくためには、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進していくことが必要である。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 認知症対策を総合的に推進するためには、より地域社会に密着している地方自治体が、地域の実情に応じた支援体制を構築し、効果的な支援を行うことが必要であり、国は各地方自治体が認知症対策を展開していく上で、必要な社会的資源の活用方法や先進事例の提示、指導者的役割を果たす者の研修等、側面的な支援・助言を行うものである。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 本事業は、行政(国・都道府県・市町村等)と地域が一体となって取り組むことにより効果を生じるものであり、実施する事業のうち、より専門的な知識やノウハウを必要とするものについては、地域において認知症ケアを先駆的に実践している施設や団体に委託することが可能である。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(有の場合の整理の考え方)			

## (2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
<投入> 各種専門職の配置・各種会議の設置等(詳細は上記「事業の内容」)
<活動> 各種認知症対策事業の実施(詳細は上記「事業の内容」)
<結果> 認知症高齢者のケアに係わる人材の育成・地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築(詳細は下記「事業の有効性」)
<成果> 認知症高齢者に対するケアの充実
事業の有効性
介護従事者や医療従事者への研修事業を行い、また、地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築を行うことで、介護サービス事業の質の向上、認知症の早期診断や身近な主治医による認知症対応の充実が図られる。 また、新たに地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する「認知症連携担当者」を配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制が強化され、適切な認知症介護及び医療の提供が図られるとともに、若年性認知症専用コールセンターの設置により、若年性認知症者一人ひとりが適切な支援を受けられる体制づくりが図られるものである。

## (3) 効率性の評価

①手段の適正性 本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、効率的で適正な手段である。
②費用と効果の関係に関する評価 本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、費用面においても効率的である。

## (4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし
----

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

① 国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）

第162回通常国会における参議院厚生労働委員会で、次のような附帯決議がなされている（介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議）。

「認知症予防の研究の推進や対策の確立、認知症に関する国民に対する正しい知識の普及、関連領域としての高齢者のうつ対策の推進など、総合的な認知症対策を講ずること。」

② 各種政府決定との関係及び遵守状況

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「介護保険制度改革を円滑に実施する観点」から、「総合的な認知症対策の確立等を図る。」とされている。

③ 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし

④ 会計検査院による指摘

なし

⑤ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」において提言がなされている。